

千葉市社会福祉施設等設備災害復旧費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における被災施設等の災害復旧事業を円滑に実施し、もって障害福祉サービス等及び介護サービス等の確保を図ることを目的とし、施設等の事業再開に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該被災施設等の設置者に対し補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧を行う事業であって、令和2年1月30日付け厚生労働省発社援0130第4号厚生労働事務次官通知の別紙「令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号並びに令和元年台風第19号、第20号及び第21号に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「国要綱（障害）」という。）3の表1の第1欄に掲げる事業所、施設等及び令和2年1月30日付け厚生労働省発老0130第1号厚生労働事務次官通知の別紙「令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号並びに令和元年台風第19号、第20号及び第21号に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）交付要綱」（以下「国要綱（介護）」という。）3の表の第1欄に掲げる事業所及び施設等に係るものとする（国要綱（障害）及び国要綱（介護）に基づき、当該事業に対する本市の補助事業について、国庫補助金の交付を受けるものに限る。）。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業が民間助成資金（公益財団法人JKA、公益財団法人日本財団等による助成資金その他これらに類するものをいう。）の補助対象事業である場合においては、補助の対象としない。

(補助対象事業者)

第3条 障害福祉サービス等事業者等の事業再開に対する支援における補助金の対象とするものは、国要綱（障害）3の表1の第1欄に掲げる事業所、施設等の種類ごとに、国要綱（障害）4の（1）及び（2）で示された事業を実施する施設等の設置者とする。

2 介護サービス等事業者等の事業再開に対する支援における補助金の対象とするものは、国要綱（介護）3の（3）表の第1欄に掲げる事業所及び施設等の種類ごとに、国要綱（介護）4の（1）及び（2）で示された事業を実施する施設等の設置者とする。

(補助対象経費)

第4条 障害福祉サービス等事業者等の事業再開に対する支援における補助金の対象となる経費は、国要綱（障害）6の表2の第3欄に掲げる項目とする。

2 介護サービス等事業者等の事業再開に対する支援における補助金の対象となる経費は、国要綱（介護）6の表の第3欄に掲げる項目とする。

3 前項の規定にかかわらず、国要綱（障害）の5及び国要綱（介護）の5に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

(補助金の額)

第5条 障害福祉サービス等事業者等の事業再開に対する支援における補助額は、第4条に規定する

補助対象経費と国要綱（障害）の6の表2の第2欄の基準額を比較して少ない方の額を選定し、選定された金額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

- 2 介護サービス等事業者等の事業再開に対する支援における補助額は、第4条に規定する補助対象経費と国要綱（介護）の6の表の第2欄の基準額を比較して少ない方の額を選定し、選定された金額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。
- 3 前項の規定による比較は、国要綱（障害）6の表2の第1欄及び国要綱（介護）6の表2の第1欄の区分ごとに、行うものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、別に補助額を決定することができるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助対象事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市社会福祉施設等設備災害復旧費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （4）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （5）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。
- （6）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- （7）補助事業者は補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- （8）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、国要綱（障害）別紙様式4又は国要綱（介護）別紙様式5に準じた様式により速やかに市長に報告しなければならない。

また、市長に報告があった場合には、市は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

- （9）補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金

提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。(災害復旧大規模生産設備費における就労訓練設備の工事に限る)

(11) 補助事業を行うために締結するいかなる契約についても、市が行う契約に準拠すること。(災害復旧大規模生産設備費における就労訓練設備の工事に限る)

(12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(13) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知等)

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉市社会福祉施設等設備災害復旧費補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。ただし、補助事業の完了後に申請があった場合における交付の決定及び額の確定の通知は、千葉市社会福祉施設等災害復旧補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号の2)によるものとする。

(変更交付の申請等)

第9条 第7条第1号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市社会福祉施設等設備災害復旧費補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市社会福祉施設等設備災害復旧費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

3 第7条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市社会福祉施設等設備災害復旧費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項の規定による報告をしようとするときは、別途、市長が定める期日までに千葉市社会福祉施設等設備災害復旧費補助金実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市社会福祉施設等設備災害復旧費補助金確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(交付の請求)

第12条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市社会福祉施設等設備災害復旧費補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市社会福祉施設等設備災害復旧費補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第13条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市社会福祉施設等

設備災害復旧費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）によるものとする。

（返還命令）

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市社会福祉施設等設備災害復旧費補助金返還命令書（様式第11号）によるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年2月1日から施行し、令和元年8月27日以降に発生した災害による被害に適用する。